

スタディツアー韓国編 2012年8月29日(水)～9月2日(日)

地域に学ぶエンパワメントと参加 木浦(モッポ) & ソウルへの旅

4泊5日

(一財) アジア・太平洋人権情報センターと (一財) 大阪府男女共同参画推進財団が

元気になる旅をコーディネートします。



韓国の食事を楽しみました



NGO「プサン女性の電話」



聖公会大学院実践女性学コースでの共同ワークショップ



ソウル女性プラザ



※2011年はプサンとソウルを訪問しました。写真は昨年ツアーの様子です。



ワンストップセンター「釜山ヘバラキ女性・児童センター」

昨年に
引き続き

日本と韓国の女性たちのつながり、ツアー参加者の方々とのネットワーク…
2012年も身も心もエンパワメントする旅の企画をお届けします。

このスタディツアーでは、韓国の西南、全羅南道(全南)にある木浦(モッポ)市と首都ソウルを訪ねます。木浦では、DV被害者支援を含めた女性の人権向上にとりくむNGOなどを訪問・交流し、自治体設置の「全南女性プラザ」に宿泊します。ソウルでは、前回、大好評だった聖公会大学院「実践女性学コース」を訪れ、ツアーの一環として大阪府立女性学研究センターと聖公会大学院実践女性学コースの共催によるワークショップに参加します。この他に地域に根ざした女性の起業プロジェクトの現場も訪問する予定です。男性の参加も歓迎です。



木浦(モッポ)
自然あふれる港町。
日本の近代の歴史と深いつながりがあり、植民地時代に建てられた「旧日本領事館」をはじめ、日本家屋が街に残っています。

主催：(株) トラベルギャラリー
現地企画協力：(一財) アジア・太平洋人権情報センター【ヒューライツ大阪】
(一財) 大阪府男女共同参画推進財団
後援：大阪府立大学女性学研究センター

この旅でしか、出会えないところに行く！

女性のエンパワメント 韓国の女性のエンパワメントのための取り組みを知ろう

●女性団体ネットワークとの交流

NGO「木浦女性の電話」の企画コーディネートにより、女性団体ネットワーク（木浦YWCA、全羅南道女性障がい者連帯、アイクップ木浦生活協議会、木浦環境運動連合などが中心に活動）と交流します。
木浦の女性団体ネットワークは、女性活動家学校などの取り組みにより地域の団体や機関とのネットワークづくりもおこなっています。

●全南女性プラザ 自治体（全羅南道）が条例により設置した施設で、2009年4月開設。理念は「両性平等と幸せの共存」です。この施設に宿泊します。

●女性の起業・就業支援現場を訪問

●韓国のパワフルな NGO 大学院のメンバー、女性たちとの交流

聖公会（ソンゴンフェ）大学のNGO大学院・実践女性学コースと大阪府立大学女性学研究センターの共催によるワークショップに参加します。テーマは「韓国と日本における性暴力／ハラスメント問題を探る（仮）」です。
聖公会大学は「平和と人権の大学」です。女性のエンパワメントと女性の政治家や市民活動のリーダー養成をめざした、ユニークなコースを設置しています。



国を超えてネットワークをつなぎ

たくさんの人と交流して、より広い視点を獲得しましょう

食べる&観る！

現地を熟知するコーディネーター推薦の食事

屋台や有名レストランなど…街には美味しい食べ物がたくさん！
美味しくヘルシーな料理を食べ歩こう



木浦とソウルの街と食文化を楽しむ

自然豊かな港町木浦と一千万人を超える首都ソウル。
政治的風土や社会の状況が違う二つの町を訪ねます。

*写真はイメージです。

ヒューライツ大阪とは？

「ヒューライツ大阪」は愛称で、正式名称は「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター」です。1994年7月設立以来、本当の人権を伝えることをめざして、人権情報をひろく人びとに届け、様々な事業を行っています。2009年7月に国連協議資格を取得しました。
URL <http://www.hurights.or.jp> TEL06-6543-7003
FAX06-6543-7004
〒550-0005 大阪市西区西本町 1-7-7 高砂堂ビル 8階

(一財) 大阪府男女共同参画推進財団とは？

1994年設立。基本理念は「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」です。女性のエンパワメントのための専門的・総合的な事業を展開。2006年にはソウル特別市女性家族財団と友好協約を提携。
URL <http://www.ogef.jp> TEL06-6910-8615
FAX06-6910-8624
〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-3-49
ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）

●木浦（モッポ）・ソウル5日間の旅・主な日程

日 時	スケジュール	
8/29 (水)	10:00 関西空港集合 11:55 関空発 (KE2726) ~ 13:40 ソウル (金浦空港) 着 ソウルから木浦へ (貸切バス) 全南女性プラザ着	ムアン 務安泊
8/30 (木)	午前 全南女性プラザで、女性センターに関する意見交換 午後 「木浦女性の電話」事務所訪問 夕方 街頭での「女性への暴力反対」キャンペーン 木浦の女性団体ネットワークのメンバーと夕食会	ムアン 務安泊
8/31 (金)	午前 木浦市内見学 (旧日本人町)、「木浦共生園」訪問 (韓国人の夫と共に生涯をかけて、孤児を育てた日本人・田内千鶴子さんがいたことで有名) 午後 木浦YWCA 女性人材開発センター訪問 夕方 木浦からソウルへ (貸切バス)	ソウル泊
9/1 (土)	午前 聖公会 (ソンゴンフェ) 大学の NGO 大学院を訪問 聖公会 NGO 大学院・実践女性学コースと大阪府立大学女性学研究センターの共催 ワークショップに参加 テーマ「韓国と日本における性暴力/ハラスメント問題を探る (仮)」 午後 「社会的起業と女性の就業」現場訪問	ソウル泊
9/2 (日)	出発まで自由行動 14:00 集合 (貸切バスで移動) 16:55 ソウル (金浦空港) 発 (KE2727) ~ 18:35 関西空港着	

※スケジュールは変更する場合があります。

●旅行代金

お1人あたり ￥113,000+ (燃油サーチャージ、空港税等約1万円)

- ・ヒューライツ大阪、大阪府男女共同参画推進財団のスタッフが全行程同行します。
- ・全8回の食事付 (朝食2回、昼食3回、夕食3回)
- ・木浦 (務安) 「全南女性プラザ」ツイン利用 2泊 (シングル利用: @3,000円 × 2泊追加)
- ・ソウル 「西橋 (ソギョ) ホテル」ツイン利用予定 2泊 (シングル利用: @5,500円 × 2泊追加)
- その他旅行代金に含まれるもの
 - ・日程に記載の便による航空運賃 ・貸切バス、地下鉄移動交通費 ・NGO 訪問
 - ・ツアーコーディネーター ・通訳

●事前学習会と参加者の集い

- ・日時 2012年7月31日 (火) 18:30 ~ 20:00
- ・会場 ヒューライツ大阪 セミナー室 (地下鉄「本町駅」27番出口すぐ 「高砂堂ビル8F」)
- ・テーマ 『韓国女性の現状と故郷「木浦」を語る』
- ・講師 梁京姫 (ヤン・キョンヒ) さん (立命館大学言語教育センター嘱託講師)
- ・申込・お問合わせ ヒューライツ大阪 TEL06-6543-7003

●お問合わせ・お申込み

観光庁長官登録旅行業 株式会社 トラベルギャラリー

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 15階 11号 担当 宮奥

TEL: (06) 6456-4888 FAX: (06) 6456-4880

○お申し込み方法・・・ 裏面にある参加申込み欄に必要事項をご記入いただき

(06) 6456-4880

まで FAX でお送りください。その後、当社よりご連絡し手続きを開始します。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社トラベルギャラリー(以下当社といいます)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行契約の内容、条件は本旅行条件書、パンフレットまたは別途お渡しする行程表によります。これらに記載のない事項は、当社の旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入され、下記の申込金(お一人様につき)を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れれます。
- (2) 当社は、電話その他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約が成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知し、その翌日から起算して当社が定める期間内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金を提出されないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発の前日から起算してさかのぼって国内は14日目、海外は30日前にあたる日より前までにお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行代金には、パンフレットまたは最終行程表の旅行日程に明示いたしました次の運賃・料金を含んでおります。なお、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。
- ① 航空機、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。
 - ② 空港、駅、港とホテル間の送迎バス料金、都市間の移動バス料金及び観光バス料金並びに有料道路通行料、駐車料
 - ③ 観光に伴うガイド料金及び入場料金
 - ④ 宿泊料金及び税・サービス料金
 - ⑤ 食事料金及び入場料金
 - ⑥ 団体行動中のチップ
 - ⑦ 添乗員が同行する場合には、それに必要な諸経費
 - ⑧ 旅行設定に必要な取扱料

5. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- ① 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲をこえ、別途運送するもの。)
- ② クリーニング代、電報、電話料、旅館、ホテル等のルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- ③ 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- ④ お客様のご自宅から集合地まで、および解散後の費用

6. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更

- (1) 当社は旅行契約の締結後であっても利用運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときはその範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但しこの場合は、旅行開始日の15日前までにお客様に通知いたします。
- (2) 第10項により旅行契約の内容が変更され、旅行の実施に関する費用が増加するとき(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席、客室等の不足が発生したことによるものは除きます。)、または契約内容の変更により、旅行の実施に関する費用が減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

8. お客様からの旅行契約の解除

- (1) お客様は、いつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

(国内旅行) 取消料		無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) 21日前までの解除(日帰り旅行は11日前まで)	無料
	(2) 日帰り旅行において10~8日前	500円
	(3) 20日前以降の解除 [(4)~(6)を除く]	旅行代金の10%
	(4) 14日前以降の解除 [(5)~(7)を除く]	旅行代金の20%
	(5) 7日前以降の解除 [(6)~(8)を除く]	旅行代金の30%
	(6) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
(7) 当日の解除 [(8)を除く]	旅行代金の50%	
(8) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

(海外旅行) 取消料		無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) ピーク時に開始する旅行であり、41日前までの解除	無料
	(2) ピーク時に開始する旅行で、40日前以降の解除 [(3)~(5)を除く]	旅行代金の10%
	(3) 30日前以降の解除 [(4) (5)を除く]	旅行代金の20%
	(4) 旅行開始日の前々日以降の解除 [(5)を除く]	旅行代金の50%
	(5) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までを言います。

- (2) 宿泊施設、及びレンタカー、タクシー等利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載している場合において、旅行契約後に利用人数の変更があった場合は、前号の取消料の他に、参加されるお客様についても利用人数の変更による旅行代金の差額を申し受けます。
- (3) お客様は次に掲げる場合において、第13項の(1)の規定に関わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

- ① 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ② 第11項(1)により旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当社がお客様に対し、第7項の期日までに最終行程表をお渡ししなかったとき。
 - ⑤ 当社が責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰さない事由により最終行程表に従って旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において当社は旅行代金のうち不可能になった部分に係る金額をお客様に払戻しいたします。

9. 特別補償

- (1) 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体又は荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定められた補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社が第18項により損害賠償責任を負う場合、既に前(1)号によりお客様に補償金をお支払いしている場合この損害賠償金から補償金を減額してお支払いいたします。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中に別途の旅行代金を収受して当社が実施するオプションツアーについても同様に取り扱います。

10. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様からの損害の賠償を申し受けます。

11. 旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更を除きます。)(が)生じた場合は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- ①次に掲げる事由による変更
- イ. 天災地変
 - ロ. 戦乱
 - ハ. 暴動
 - ニ. 官公署の命令
 - ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
 - ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ト. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
- ②第13項から第15項までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した国内の旅行開始空港又は終了時の空港変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した国内と国外との間の直行便から乗継便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様通知した前号をいひ、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した前号をいひます。

注2 第4号から第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

- (2) 当社がお客様に支払うべき変更補償金の額は、1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、1募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
 - (3) 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第18項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同行の規定に基づき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
12. この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は当該パンフレット等に明示した日となります。

旅行企画・実施

株式会社 **トラベル ギャラリー**

観光庁長官登録旅行業第1493号
(社)日本旅行業協会正会員
〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3
大阪駅前第3ビル15階11号



ボンド保証会員

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

参加申込書

申込書送り先: FAX06 - 6456 - 4880

株式会社トラベルギャラリー 担当: 宮奥

フリガナ		ツアーコード	
お名前		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日(西暦) 年 月 日
フリガナ			自宅TEL() -
現住所	〒		自宅FAX() -
	E-mail	昼間連絡先	夜間連絡先
勤務先	会社名	〒	
	所属部署 役職名	TEL() -	FAX() -
国内緊急連絡先	フリガナ	住所	〒
	氏名		
連絡事項	自宅電話	昼間連絡先	夜間連絡電話
	有効なパスポートの顔写真ページコピーを添付してください。		